

「川崎市新型インフルエンザ等対策本部条例」の制定について

1 条例制定の理由

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号 平成24年5月11日公布）に基づき、川崎市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

(1) 法制定の背景

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例の報告
- このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率良く感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することの懸念
- 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性の高まり

新型インフルエンザ等への対策の強化を図り、新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定めることで、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、「**新型インフルエンザ等対策特別措置法**」が制定された。

※法の施行期日：公布の日（平成24年5月11日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 対策本部について

新型インフルエンザ等発生時、国、都道府県は対策本部を設置する。

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認められ、政府対策本部長（内閣総理大臣）により、「**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**」がされたときは、**市町村長は、直ちに、対策本部を設置しなければならない。**

【新型インフルエンザ等緊急事態宣言の内容】

- 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間（2年を超えない期間。ただし、1年延長可能）
- 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域
- 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

3 新型インフルエンザ等特別措置法が想定している一般的措置例

● 海外で発生した場合等

【 国 】

【 都道府県 】

【 市町村 】

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種（登録事業者（医療関係者、社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置（必要に応じ）

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

- 特定接種の実施への協力

● 国内で発生した場合等

政府対策本部長（内閣総理大臣）の新型インフルエンザ等緊急事態宣言

※上記の対策に加えて以下の対策を実施

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・取用

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・取用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
- ・ 住民に対する予防接種

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、**本部廃止**

緊急事態宣言が解除された場合、**本部廃止**

4 川崎市新型インフルエンザ等対策本部について

川崎市新型インフルエンザ等対策本部

市が実施する本市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務

本部長
(市長)

副本部長
(副市長を予定)

本部員
(上水道事業管理者、病院事業管理者、総務局長等を予定)